

北海道科学大学食堂・喫茶管理運営規程

(目的)

- 第1条** この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）食堂（HITプラザ1階、A棟1階 HUSテラス及びE棟1階 HUSカフェテリア）、喫茶（HITプラザ2階）（以下「食堂・喫茶」という。）の管理運営について必要な事項を定める。
- 2** 食堂・喫茶は、安価にして良質な食品を提供し、利用者の活力を維持して、本学の目的達成に寄与するものとする。

(管理運営)

- 第2条** 食堂・喫茶の管理運営業務は、学生課が担当するものとする。
- 2** 食堂・喫茶の運営は、外部委託とし、委託業者は、業務委託契約書に基づき、適正かつ円滑な運営をしなければならない。

(営業時間)

- 第3条** 営業時間は、行事等特別の事情がある場合を除き、別表のとおりとする。

(留意事項)

- 第4条** 委託業者は、食堂・喫茶の運営にあたって、次の各号に留意しなければならない。
- (1) 学生課と連携を密にして、目的達成を期すること
 - (2) 常に調理技術の向上に心掛けること
 - (3) 配食については、公平を旨とすること
 - (4) 衛生に留意し、清潔な環境を保ち、常に新鮮な食品の提供に配慮すること
 - (5) 利用者に対しては、常に明るく親切に対応し、不満、反発感を与えないようサービスに徹すること

- 第5条** 食堂・喫茶を利用する者は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 食前の手洗いを励行すること
- (2) 食堂内は清潔に保ち、他の利用者への迷惑行為をしないこと
- (3) 食器は指定のカウンターへ、ゴミは所定の屑入れに捨てること
- (4) 施設・設備、食器類は丁寧に取扱い、誤って毀損した場合は速やかに係員に申し出ること
- (5) 食堂・喫茶利用に関する希望及び意見等は、学生課に申し出ること

(規程の改廃)

- 第6条** この規程の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1** この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- この規程の制定に伴い、「食堂管理規程」並びに「喫茶運用要領」は廃止する。

- 1 この規程の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。

別表

区 分	営 業 時 間
H I Tプラザ 1階 食 堂	10時30分～14時00分
H I Tプラザ 2階 喫 茶	10時30分～15時00分
A 棟 1 階 H U S テ ラ ス	11時30分～14時00分
E棟1階 HUSカフェテリア（豊穡の樹）	11時30分～14時00分
E棟1階 HUSカフェテリア（NoaH）	11時30分～14時30分